

羽咋市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症の人及びその家族が住み慣れた地域で暮らしていくために、認知症の人とその家族が互いに交流するとともに、認知症についての地域住民への理解を深めること等を目的として認知症カフェを運営するものに対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「認知症カフェ」とは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 主な活動内容は、次のとおりとする。
 - ア 認知症の人及びその家族、地域住民等が気軽に集える場所の提供
 - イ 認知症の人が自ら活動し、楽しめる内容の提供
 - ウ 利用者相互の交流や情報交換
 - エ 認知症に関する相談の対応
 - オ 認知症についての正しい知識の普及啓発
 - カ その他市長が必要と判断した内容
- (2) 月1回以上定期的に開催することとし、1回あたりの開設時間はおおむね90分以上とする。
- (3) 実施場所は、市民が集いやすい場所に開設するものとし、広さは5人以上が入るスペースがあるものとする。
- (4) 認知症に関する相談に対応できる人員を1名以上配置するものとし、運営スタッフ数は3人以上とする。
- (5) 認知症カフェの実施に当たっては、地域包括支援センターや市内の介護サービス事業所、地域の関係者等との連携を図り、地域に開かれた場になるように努めるものとする。

(補助対象者等)

第3条 補助の対象者は、認知症カフェを運営するにあたって次に掲げる要件を満たす個人又は団体（以下「団体等」という。）とする。

- (1) 市内に所在する団体等であること。
- (2) 認知症に関する活動実績がある又は継続的な活動を行うことが見込まれる団体等であること。
- (3) 市等から他の補助金などの交付を受けていない団体等であること。
- (4) 暴力団又は暴力団員の統制下ではない団体等であること。
- (5) 市税等の滞納がないこと。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、認知症カフェの運営に要する経費とする。ただし、次の各号に掲げるものは交付対象経費としない。

- (1) 特定の個人が所有し、又は占有する物品の購入に要する経費
 - (2) 交付対象団体等の構成員による会合や参加に係る飲食費
 - (3) その他市長が適当でないと認める経費
- (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助事業に要する経費の合計額から、利用者負担金及びその他の収入額を控除した額とし、1箇所あたり年額36,000円を上限として、予算の範囲内で交付する。また、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業を実施しない月がある場合は、補助事業を実施する月の数を12で除して得た数に36,000円を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)を限度とする。
- (補助金交付の申請)

第6条 補助の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、申請者に対し速やかに補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、補助事業を完了したときは、補助金実績報告書(様式第3号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じ行う現地調査等により、補助金交付の決定内容及び交付条件に適合するかを確認し、適合と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の交付の請求等)

第10条 補助決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金交付請求書(様式第5号)により市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

羽咋市長

住所(所在地)

(名称)

氏名 (代表者氏名)

印

羽咋市認知症カフェ運営事業補助金交付申請書

羽咋市認知症カフェ運営事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので次のとおり申請します。

- 1 補助年度 年度
- 2 補助事業名 羽咋市認知症カフェ運営事業補助金
- 3 補助金申請額 円
- 4 補助事業の目的及び内容
- 5 事業計画の概要及び収支予算 (別紙1-1、1-2)
- 6 その他添付書類
事業運営構成員名簿

住 所(所在地) 羽咋市 番地

氏名（代表者氏名） 様

補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度認知症カフェ運営事業補助金
については、下記条件を付して金 円を交付することに決定したので通知
する。

年 月 日

羽咋市長

記

- この補助金の交付対象となる補助事業の内容は、年 月 日付け補助金交付申請書記載のとおりとする。
- この補助金の額は、補助事業が完了した後に確定する。
- 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 補助事業が完了したときは、完了後15日以内に補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、市長に報告すること。
- 以上のほか、羽咋市補助金交付事務取扱規則の定めに従うこと。

年 月 日

羽咋市長

住所（所在地）

名称

氏名（代表者氏名）

印

年度 羽咋市認知症カフェ運営事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった
羽咋市認知症カフェ運営事業を実施したので、次のとおり報告します。

1 補助事業の名称 羽咋市認知症カフェ運営事業

2 補助金の交付決定額及びその精算額

交付決定額 金 円

精算額 金 円

3 補助事業の実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

4 添付書類

(1) 事業報告書（別紙2-1）

(2) 収支精算書（別紙2-2）

第 号
年 月 日

所在地 羽咋市 番地
名称
代表者氏名 様

羽咋市長

年度羽咋市認知症カフェ運営事業補助金確定通知書

年 月 日付け認知症カフェ運営事業補助金実績報告書を審査の結果、
下記金額を当該事業に対する補助金として確定する。

記

金 円

羽咋市長

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名



羽咋市認知症カフェ運営事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金の確定を受けた羽咋市認知症
カフェ運営事業補助金として、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額 金 円

2 振込先

フリガナ	
口座名義	
金融機関名	農協 銀行 金庫 信組 店
口座種別	普通・当座
口座番号	

年度 羽咋市認知症カフェ運営事業計画

名称 _____

実施予定場所	
実施主体	
参加予定人員	
実施予定期間	

実施予定年月日	内 容

年度 羽咋市認知症カフェ運営事業収支予算書

組織名 _____

収入

科 目	予算額 (円)	説 明
計		

支出

科 目	予算額 (円)	説 明
計		

年度 羽咋市認知症カフェ運営事業報告書

名称 _____

実施場所	
実施主体	
参加人員	
実施期間	

実施年月日	内 容

年度 羽咋市認知症カフェ運営事業収支精算書

名称 _____

収入

科 目	決算額 (円)	説 明
計		

支出

科 目	決算額 (円)	説 明
計		